

## 青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

### 1 制定理由

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が公布されたことに伴う介護保険法の改正により、市の条例の基準としている厚生省令及び厚生労働省令（以下「厚生労働省令等」という。）の一部が改正となったため、青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正しようとするものである。

### 2 対象条例

番号	条例の名称
1	青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成25年青森市条例第4号)
2	青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成25年青森市条例第5号)
3	青森市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成25年青森市条例第6号)
4	青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年青森市条例第8号)
5	青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成25年青森市条例第9号)
6	青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例附則第四条第一項及び第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成25年青森市条例第9号)
7	青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年青森市条例第10号)
8	青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成25年青森市条例第11号)

9	青森市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年青森市条例第12号）
10	青森市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年青森市条例第13号）
11	青森市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年青森市条例第14号）
12	青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成27年青森市条例第44号）
13	青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成27年青森市条例第20号）

### 3 主な改正点

- (1) 居宅サービスである「通所介護」のうち、「利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所」及び「療養通所介護」を、「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに移行する。
- (2) 地域密着型通所介護事業者及び認知症対応型通所介護事業者（介護予防を含む）に、運営推進会議の開催及び同一建物に居住する者以外へのサービス提供に努めることを義務付ける。

### 4 市の考え方

区分	市の考え方
従うべき基準	厚生労働省令等とおりの改正とする。
参酌すべき基準	厚生労働省令等と異なる基準とするほどの地域的な特殊性が認められないことから厚生労働省令等とおりの改正とする。

### 5 各条例の主な改正内容

番号	条例の名称	改正する主な項目
1	青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	◇法改正に伴うもの ・介護保険法第8条第17項に「地域密着型通所介護」が新設されたことに伴い生じた項ずれを解消しようとするもの。 ※以下、「◇法改正に伴うもの」とする。

2	青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	<p>◇法改正に伴うもの</p> <p><b>併設事業所の追加（従）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型特別養護老人ホームと併設されることで生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員等を置かないことができる事業所に、地域密着型通所介護事業所を追加する。</li> </ul>
3	青森市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	<p>◇法改正に伴うもの</p> <p>◇定義規定の追加</p>
4	青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	<p>◇法改正に伴うもの</p> <p>◇定義規定の追加</p> <p>◇法改正に伴う規定の削除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「小規模な通所介護事業所」及び「療養通所介護」が地域密着型サービスへ移行することにより規定を削除する。</li> </ul> <p><b>併設事業所の追加（参酌）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準該当短期入所生活介護事業所の併設対象である事業所に、地域密着型通所介護事業所を追加する。</li> </ul> <p><b>サービス種類の追加（参酌）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が委託できるサービス種類に、地域密着型通所介護を追加する。</li> </ul>
5	青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	<p><b>サービス種類の追加（参酌）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が委託できるサービス種類に、地域密着型通所介護を追加する。</li> </ul>

6	<p>青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例附則第四条第一項及び第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p>	<p>◇法改正に伴うもの</p> <p><b>サービス種類の追加（従）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通所介護事業者が、介護予防通所介護と併せて指定を受け、一体的に運営している場合、必要な従業者数の算定に際し、介護予防通所介護の利用者数を合算することとされているが、小規模な通所介護が地域密着型通所介護に移行することから、利用者数を合算するサービス種類に、地域密着型通所介護を追加する。</li> </ul>
7	<p>青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p>	<p>◇法改正に伴うもの</p> <p>◇法改正に伴う規定の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>居宅サービスから移行された「小規模な通所介護」及び「療養通所介護」を「地域密着型通所介護」とし規定する。</li> </ul> <p><b>併設事業所の追加（従）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域密着型介護老人福祉施設と併設されることで生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員等を置かないことができる事業所に、地域密着型通所介護事業所を追加する。</li> </ul> <p><b>規定の追加（参酌）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護に以下の規定を追加する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①運営推進会議の開催</li> <li>②事業所と同一建物に居住する者以外へのサービス提供に関する努力義務</li> </ul> </li> </ul>
8	<p>青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p>	<p>◇法改正に伴うもの</p> <p><b>規定の追加（参酌）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防認知症対応型通所介護に以下の規定を追加する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①運営推進会議の開催</li> <li>②事業所と同一建物に居住する者以外へのサービス提供に関する努力義務</li> </ul> </li> </ul>

9	青森市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	◇定義規定の追加
10	青森市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	◇定義規定の追加
11	青森市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	◇法改正に伴うもの
12	青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	◇法改正に伴うもの
13	青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	◇定義規定の追加

## 6 施行期日

平成28年4月1日